

議案第 30 号

野田市総合公園の指定管理者の指定について

次のとおり野田市総合公園の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市総合公園
指定 管 理 者	所在地	千葉県野田市瀬戸1111番地
	名称	野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体 共同事業体の代表者 一般財団法人野田市開発協会 理事長 今村 繁
指定の期間		令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市総合公園の指定管理者として、野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体を指定しようとするものである。

野田市総合公園指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市総合公園

2 募集方法
随意

3 申請状況
1者
野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体
千葉県野田市瀬戸1111番地

4 選定した指定管理者候補者
野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体
千葉県野田市瀬戸1111番地

5 選定理由
事前に提出された事業計画書等を委員6名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市総合公園及び閑宿総合公園並びに体育施設 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時	令和3年1月19日（火）13時30分から15時まで
開催場所	野田市役所5階 512会議室
出席委員	市政推進室長（委員長）、総務部次長兼総務課長（副委員長）、企画財政部次長兼企画調整課長、自然経済推進部次長兼農政課長、行政管理課長、管財課長
欠席委員	無し
事務局	スポーツ推進課、行政管理課

1 開会

2 議事

(1) 野田市総合公園指定管理者の随意指定に係る審査について

<事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明>

<審議の概要>

○ 仕様書2、3ページの関係法令の遵守及び利用許可の基準について、法令等に「野田市体育施設の設置及び管理に関する条例」「同条例施行規則」は本施設に関しては不要ではないか。また、「野田市総合公園施設の管理に関する規則」は記載すべきではないか。

→ 関係法令の遵守及び利用許可の基準にある「野田市体育施設の設置及び管理に関する条例」「同条例施行規則」の記載は削除し、利用許可の基準には、「野田市総合公園施設の管理に関する規則」を追記する。また、「野田市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則」も利用許可の基準に追記する。

○ 仕様書5ページの利用者サービスの向上に、野田市は手話言語条例を制定しているため、同条例の基本理念の記載を入れた方が適切ではないか。

→ 指摘のとおり、仕様書に追記する。

○ 仕様書5ページの利用促進の広報等について、積極的かつ効果的に宣伝や情報提供を行うとあるが、独自に施設のホームページやSNSを利用した情報発信を行う必要があるのではないか。また、市民のスポーツに対する高揚を図るため、市民が参加できる近隣市のスポーツ大会の案内を積極的に情報収集して、お知らせすることは行わないのか。

→ ホームページを作成するには費用がかかることから早急に対応をすることは難しいと考えている。現在スポーツ推進課が所管している指定管理者導入施設のう

ち関宿総合公園のみが、独自の施設ホームページの開設及びSNSを活用して、宣伝効果等の情報共有を図っているところであるが、次回更新時に検討していきたい。

また、近隣市主催スポーツ大会の参加募集等については、主催者からポスター掲示の申出があった際に館内の掲示板に掲示し、利用者への周知を行っている。

- ホームページ作成は、費用をかけずにできることもあるのではないかと。
→ 指定管理者のホームページから、派生させる形で何かできないかと相談していきたい。

- 仕様書15ページの傷害保険の加入について、スポーツクライミングウォールの利用に対するものに限るとしている理由を教えてください。他の施設では必要がないのか。
→ 傷害保険についてはスポーツクライミングウォール以外にも指定管理者主催の各種教室参加者に対する傷害保険も入っていることから、「指定管理者主催教室及びスポーツクライミングウォールの利用に対するものに限る。」と記載を変更する。

- 仕様書17ページの文書の管理について、「野田市への通知、連絡、回答等は文書によることとする。」としているが、実際はどのように行っているのか。
→ 緊急時の連絡等はその都度指定管理者から口頭にて受けているが、その後文書にて提出いただいている。

- 個別仕様書1ページの総合公園清掃業務仕様書について、新型コロナウイルス感染症対策については、仕様書15ページの衛生管理で謳われているが、清掃業務仕様書に特記する必要はないのか。
→ 指摘のとおり、個別仕様書の中に追記することとする。

- 個別仕様書15ページ、30ページの総合公園体育館汚水処理施設維持管理業務仕様書及び総合公園野球場浄化槽保守点検業務仕様書について、浄化槽法第11条の定期検査の項目が必要ではないかと。
→ 指摘のとおり、総合公園体育館及び野球場について、浄化槽法第11条に基づく法定検査を実施しているため、個別仕様書へ追記する。

- 事業計画書1ページの施設の利用促進のための方策について、幅広い年齢層を対象とした教室を計画実施するとして「水泳教室（児童）」をあげているが、水泳は季節が限定されており、他に通年で実施できる児童向けの計画はあるか。
→ 来年度以降は、小学校低学年以下を対象としたバドミントン教室を自主事業として計画している。自主事業としては、他に水泳場を利用したカヌー教室を計画

している。

- 事業計画書2ページのサービスの向上（質の確保）のための方策について、「職員全体が連携を取り、常に快適な状態を維持できるよう施設管理を実現します。」とあるが、具体的に何をどうするのか。
→ 職員の勤務時間が変則的であることから、意見・苦情は全てノートに記入し、常に現場の情報及び利用者からの意見を共有できるようにしている。

- 事業計画書3ページのトレーニングルームのレッスンプログラムについて、1週間に33回のプログラムを提供するとあるが、女性に人気が高いヨガや高齢者でも取り組みやすい太極拳等は取り入れられているのか。教室としては実施されているようだが、常設プログラムとして設置する必要はないのか。
→ スポーツ教室として主催している安眠ヨガ教室や自主事業の初心者向け太極拳教室は、トレーニングルームのスペースでは適度な距離をとって教室を開催することが難しいことから、安眠ヨガ教室は小体育室、初心者向け太極拳教室は大体育室などのスペースの広い会場を使用して別途事業として行っている。33回のプログラムでは、個別仕様書の22ページの例のように、エアロビクス、ストレッチ、ダンベルエクササイズ等を行っている。

- 事業計画書4ページの自主事業の提案について、サービスの提供としてロビーや観覧席に公衆無線LANの設置はできないか。
→ 利用者からの要望もなく、導入費用や維持管理費用、また情報セキュリティの確保と言った点から、現時点で自主事業としての設置は指定管理者として考えていない。

- 事業計画書4ページの自主事業の提案について、東京オリンピック・パラリンピックの開催年度として、関連事業を展開する考えはないのか。
→ 野田市での競技種目はなく、自主事業として関連事業を展開する考えはない。

- 事業計画書5ページの自主事業の提案について、小学校低学年以下を対象としたバドミントン教室を実施するとあるが、対象者を小学校低学年以下にした理由について教えてほしい。
→ 小さいうちから、様々な競技を経験してもらう機会を作るためである。また、小学校低学年以下対象の事業が少ないことから対象を絞ったものである。

- 事業計画書7ページに、意見・苦情は全てノートに記入し、内容についてはスポーツ推進課と協議し処理していくとあるが、この表記では指定管理者としての主体性が欠けているように思われるが、どのように行うのか教えてほしい。

→ まずは指定管理者内部で話し合っただけでは対応が難しい事例の場合には、スポーツ推進課と協議をして対応をしていくというものである。

○ 職員配置計画書の配置予定職員について、在籍年数及び実務経験年数が全く同じ職員が4人いるが、随意指定が続く場合、職員が同時に定年退職といった事態にはならないのか。管理技術の引継ぎや伝承等を考えると、ある程度年齢バランスの取れた職員配置が必要ではないか。

→ 職員配置としては在籍年数及び実務経験年数は同じだが、退職の時期は異なっているため、同時に定年退職することはない。

(2) 野田市総合公園指定管理者候補者の決定について

<審議の概要>

○ 野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体を指定管理者候補者として、今後の協議に入ることでよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市総合公園の指定管理者候補者は、野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体に決定する。

(3) 今後の予定について

<事務局から今後の予定について説明>

3 閉会